

議案第28号

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第112号）の公布に伴い、令和2年4月1日から道路占用料を改定するため、この案を提出するものである。

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

米原市道路占用料徴収条例（平成17年米原市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位：円）

占用物件の種類		単位	占用料の額
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに つき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱および信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	760
	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45	

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
	外径が1メートル以上のもの			450
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	480		
	地下に設ける通路	290		
	その他のもの	760		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		96
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの		
	標識	1本につき1年		610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10

	であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	76
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
				Aに0.013を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および	建築物	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
				Aに0.013を乗じて得た額

び自動車 駐車場			
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設ける もの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.019を乗 じて得た額 Aに0.023を乗 じて得た額 Aに0.033を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.033を乗 じて得た額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動 車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設 けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.019を乗 じて得た額 Aに0.023を乗 じて得た額 Aに0.033を乗 じて得た額

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

米原市道路占用料徴収条例新旧対照表 (改正理由)

改正後				現 行				改正理由
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				・道路占用料の額を改定することに伴う改正
(単位:円)				(単位:円)				
占用物件の種類		単位	占用料の額	占用物件の種類		単位	占用料の額	
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	420	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	350	
第1項第	第2種電柱		650	第1項第	第2種電柱		540	
1号に掲	第3種電柱		880	1号に掲	第3種電柱		730	
げる工作	第1種電話柱		380	げる工作	第1種電話柱		320	
物	第2種電話柱		610	物	第2種電話柱		500	
	第3種電話柱		830		第3種電話柱		690	
	その他の柱類		38		その他の柱類		32	
	共架電線その他上空に	長さ1メートルに	4		共架電線その他上空に	長さ1メートルに	3	
	設ける線類	つき1年			設ける線類	つき1年		
	地下に設ける電線その		2		地下に設ける電線その		2	
	他の線類				他の線類			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370		路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	230		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	190	
		ートルにつき1年				ートルにつき1年		
	変圧塔その他これに類	1個につき1年	760		変圧塔その他これに類	1個につき1年	630	
	するものおよび公衆電				するものおよび公衆電			
	話所				話所			
	郵便差出箱および信書		320		郵便差出箱および信書		270	
	便差出箱				便差出箱			

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130
	外径が0.7メートル以上		230		外径が0.7メートル以上		190

	上1メートル未満のもの				上1メートル未満のもの				
	の				の				
	外径が1メートル以上		450		外径が1メートル以上		380		
	のもの				のもの				
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	地下街	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760	法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	地下街	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630
法第32条第1項第5号に掲げる施設	および地下室	の	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	および地下室	の	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		の					の		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480		上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290		地下に設ける通路			290
	その他のもの			760		その他のもの			630
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令(昭和27年政令)	看板(ア一ちであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96	道路法施行令(昭和27年政令)	看板(ア一ちであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
	あるもの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	960		あるもの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	960

第479号。のを除			一トルにつき1年	
以下「政	く。)			
令」とい	標識		1本につき1年	610
う。)第7	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき1日	10
条第1号		の他の催しに		
に掲げる		際し、一時的		
物件		に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕(政令	祭礼、縁日そ	その面積1平方メ	10
	第7条	の他の催しに	一トルにつき1日	
	第4号	際し、一時的		
	に掲げ	に設けるもの		
	る工事	その他のもの	その面積1平方メ	96
	用施設		一トルにつき1月	
	である			
	ものを			
	除く。)			
	アーチ	車道を横断す	1基につき1月	960
		るもの		
		その他のもの		480
政令第7条第2号に掲げる工作		占有面積1平方メ		760
物		一トルにつき1年		
政令第7条第4号に掲げる工事		占有面積1平方メ		96
用施設および同条第5号に掲げ		一トルにつき1月		
る工事用材料				
第479号。のを除			一トルにつき1年	
以下「政	く。)			
令」とい	標識		1本につき1年	500
う。)第7	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき1日	10
条第1号		の他の催しに		
に掲げる		際し、一時的		
物件		に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕(政令	祭礼、縁日そ	その面積1平方メ	10
	第7条	の他の催しに	一トルにつき1日	
	第4号	際し、一時的		
	に掲げ	に設けるもの		
	る工事	その他のもの	その面積1平方メ	96
	用施設		一トルにつき1月	
	である			
	ものを			
	除く。)			
	アーチ	車道を横断す	1基につき1月	960
		るもの		
		その他のもの		480
政令第7条第2号に掲げる工作		占有面積1平方メ		630
物		一トルにつき1年		
政令第7条第4号に掲げる工事		占有面積1平方メ		96
用施設および同条第5号に掲げ		一トルにつき1月		
る工事用材料				

政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	76	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	63
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.005を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの		Aに0.008を乗じて得た額		階数が1のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階数が2のもの				階数が2のもの		
	階数が3以上のもの				階数が3以上のもの		
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額

			乗じて得た額				乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 193 539 336"><u>上空に設けるもの</u></td> <td data-bbox="752 193 904 336">Aに0.023を 乗じて得た 額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 336 539 483"><u>その他のもの</u></td> <td data-bbox="752 336 904 483">Aに0.033を 乗じて得た 額</td> </tr> </table>	<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.023を 乗じて得た 額	<u>その他のもの</u>	Aに0.033を 乗じて得た 額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1041 193 1299 336"><u>上空に設けるもの</u></td> <td data-bbox="1500 193 1653 336">Aに0.024を 乗じて得た 額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 336 1299 483"><u>その他のもの</u></td> <td data-bbox="1500 336 1653 483">Aに0.034を 乗じて得た 額</td> </tr> </table>	<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.024を 乗じて得た 額	<u>その他のもの</u>	Aに0.034を 乗じて得た 額	
<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.023を 乗じて得た 額									
<u>その他のもの</u>	Aに0.033を 乗じて得た 額									
<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.024を 乗じて得た 額									
<u>その他のもの</u>	Aに0.034を 乗じて得た 額									
備考 略	備考 略									